

平成十四年七月五日（金曜日）

議長（佐藤勇君） 発議第五号議案について、提出者から提案理由の説明を求めます。二十一番秋葉賢也君。

〔二十一番 秋葉賢也君登壇〕

二十一番（秋葉賢也君） ただいま議題となりました発議第五号議案、宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、平成十三年七月三日に県議会に設置されました自然エネルギー調査特別委員会において精力的な調査を行う中で制定すべきとの機運が高まり、有識者の方々からも数々の貴重な御意見、御提言をいただきながら取りまとめてまいりました。このことは、既に六月二十八日に委員会報告させていただいたところであります。

資源の枯渇や地球温暖化に代表される環境負荷の問題に直面する今、私たちは限られた資源を大切に使いながら、地球環境の保全に十分な注意を払い、産業経済の活力を維持しつつ、社会の持続的発展を可能にしていかなければなりません。そのためには、大量生産・大量消費のシステムがもたらしてきた大量廃棄の連鎖を断ち、再生可能な循環型社会への変革を強力に推し進める必要があります。風力や太陽光、太陽熱などを利用した自然エネルギーや燃料電池など環境に優しいエネルギーの積極的な活用を図ることは、まさに時代の要請であります。また、その取り組みは、地域からの発想による自発的かつ積極的なものとして、私たち自身が意識を高め、実践するものであり、私たちには、これらの取り組みを通じて、限りある資源と良好な環境を可能な限り将来に引き継いでいく使命があると考えます。未来が私たちを支配しているわけではなく、私たちが未来をつくり出していかなければなりません。日々、私たちが下している決定の結末を背負って暮らすことになる将来の世代に対して、より大きな責任感を示していく必要があります。

このような認識のもと、地球環境問題の解決に貢献し、持続的な発展を可能とする循環型社会を築き上げるため、私たちができる役割を最大限にみずから果たすことを決意し、ここに宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例を制定しようとするものであります。

この条例は、自然エネルギー等の導入の促進及び省エネルギーの促進について、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の行う施策の基本方針、それに基づく基本計画の策定、普及啓発、民間非営利活動団体などへの自発的な活動の支援、関連産業の振興、研究開発の促進、基本計画その他重要事項を調査するための宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会の設置など、県の施策に関する基本的な事項を定めるものとなっております。国の立法化状況をも先取りする地域主導型の先進的な内容になっていると自負いたしておりますとともに、環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会の構築と、県民の健康で文化的な生活の確保に必ずや寄与するものであると確信をいたしております。

また、この際、ここに至るまで、本当に熱心に御討議をいただき、議会人の第一義的な使命である立法者としての役割を全うした自然エネルギー調査特別委員会の各議員はもとより、議会事務局職員を初め御協力をいただいたすべての皆様に対して、心から感謝の念を申し上げさせていただくことをお許しいただきたいと思っております。

ここに、自然エネルギー調査特別委員会を構成した各議員並びに県議会各会派の代表者及び無所属議員の皆様のご賛同のもと、これらの皆様を代表いたしまして、地方自治法第百十二条及び会議規則第十五条の規定に基づきまして、議員提案として今議会に本条例を提出したものであります。

狭い小川の底にある小石が、やがて大河の流れを決めることになるかもしれません。新緑の葉っぱの一滴の滴が永遠にケヤキの大木の枝ぶりを決めることになるかもしれません。何とぞ、条例の趣旨を御理解いただきまして御賛同を賜りますようお願い申し上げます。